

一般社団法人ビビディバビディ部 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ビビディバビディ部と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、不登校者や発達障がいを持つ生徒や学生達（以下、「不登校者達」という。）に対し、アートを通じて学校や家庭とは違う環境を提供し、そこで不登校者達がさまざまな人と出会い、失敗や挫折も経験することで、困難を自分で乗り越える力を養い、また、不登校者達が個々のペースで、それぞれが伸びやかに、自分らしくアート制作に取り組める、安心かつ安全な場を継続的に提供することで、不登校者達が豊かな感性を育み、自信を持って社会へ羽ばたいていけるよう、一人一人の特性に応じた支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 不登校者達の創作活動及び表現活動の支援事業
- (2) 不登校者達への理解の推進事業
- (3) 展覧会、ワークショップ、イベント及び講演等の企画実施事業
- (4) アート作品等の販売、商品化及びレンタル事業
- (5) 芸術文化活動を通じた自立及び社会参加の推奨事業
- (6) 教育に携わる人材の育成及び啓蒙事業
- (7) 企業、団体、行政及び地域との連携及び協働事業
- (8) WEBサイト構築にまつわる一切の事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年10月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、社員総会の決議によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、既存の理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第23条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第24条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋武志 爲廣慎二 小山晶子

設立時代表理事 高橋武志

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪市淀川区十三本町2丁目8番8号福森マンション203号

設立時社員 高橋武志

大阪市北区末広町3番7号

設立時社員 株式会社TAM

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ビビディバビディ部を設立するため、設立時社員高橋武志、同株式会社TAMの定款作成代理人である司法書士井上真太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年12月28日

設立時社員 高橋武志

設立時社員 株式会社TAM

代表取締役 爲廣慎二

上記設立時社員2名の定款作成代理人

神戸市灘区赤坂通三丁目5番2号

司法書士 井上真太郎



同一の情報の提供

提供の日付：令和6年1月30日

公証人：原島 肇

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場



大阪市北区芝田2丁目7番18号

請求対象の登簿管理番号：24-1201003002002113

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：原島 肇

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一である。